

彩の国教育の日協賛事業実施要項

1 趣旨

教育に対する県民の関心と理解を一層深めるとともに、家庭、学校及び地域社会の連携の下に県民全体で教育に関する取組を推進し、もって本県教育の充実及び発展を図るため「彩の国教育の日協賛事業」を実施する。

2 主催者

県内の地方公共団体、企業、団体、地域、学校

3 対象期間等

毎年度、「彩の国教育の日」の趣旨に沿って概ね10月及び11月の間に、県民を対象とする県内で開催される事業、又はオンラインでの事業。

4 対象事業

実施期間内に、家庭、学校及び地域社会の連携の下に県民全体で生涯学習教育に関する取組とする。

ただし、次に掲げる事業は対象としない。

- (1) 政治的活動や宗教的活動を目的とするもの。
- (2) 主催者について、行事等を開催するための事務組織を有しないもの、その存在が明確でないもの又は事業遂行能力が十分でないもの。
- (3) 出演者・来場者等に危険を及ぼすおそれのあるもの。
- (4) 営利を目的としたもの。
- (5) 公序良俗を乱すもの。
- (6) その他「彩の国教育の日協賛事業」の趣旨に照らして、不適切と認められるもの。

5 協賛の特典

- (1) 埼玉県教育局教育総務部生涯学習推進課のホームページで広報、周知する。
- (2) 事業名に「彩の国教育の日協賛事業」を冠として付記することができる。
チラシやポスターなどにも明記することができる。
- (3) 「彩の国教育の日」シンボルマーク、及びバナーを使用することができる。

6 協賛に係る手続

- (1) 協賛事業を実施しようとする機関等は、別紙様式1と事業内容が分かる資料(開催要項、プログラム等)を埼玉県教育局教育総務部生涯学習推進課へ、原則として実施の1か月前までに提出する。
- (2) 協賛事業を実施した機関等は、終了後、速やかに別紙様式2により参加者数を報告する。

7 その他

- (1) 協賛に係る費用は無料
- (2) 協賛に伴う事業費補助は行わない。

附 則

この要項は、令和6年7月5日から適用する。

附 則

この要項は、令和7年6月3日から適用する。